

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成24年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務の概要

(1) 業務名 鳥取県業務刷新プロジェクト事業支援委託業務

(2) 業務の目的

本件業務は、カイゼン、見える化及び標準化により業務改善を進めている行政改革の一体的な流れの中で、特に全庁的に大きな業務改善成果が期待される基幹業務（財務会計、税務及び給与の業務）の業務改革を推進し、全国でも最先端の業務効率化を行うことを目的とする。

(3) 業務の内容

本件業務の概要は、下記のとおりとし、詳細は仕様書による。

ア 事業実施計画の作成

イ 情報の収集

ウ 分析手法等の指導

エ 現行業務の調査及び分析の支援

オ 課題の抽出及び業務見直しの実施

(4) 業務実施場所 鳥取県総務部行財政改革局業務効率推進課 他

(5) 履行期間 契約の日から平成25年3月22日（金）まで

(6) 予算額 8,640千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

2 公募型プロポーザルへの参加資格

この公募型プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がその他の委託等の監査・コンサルティングに登録されている者であること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年4月24日（火）午後5時までに5の(2)の場所に提出すること。

(4) 平成24年4月17日（火）から同年5月9日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 平成24年4月17日（火）から同年5月9日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

3 企画提案書の評価

(1) 企画提案書の提出後、企画提案者に別途通知する日に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーション及びヒアリングでは、企画提案者による提案内容の概要説明等を行い、鳥取県業務刷新プロジェクト事業支援委託業務審査会（以下「審査会」という。）の審査委員等による企画提案書等の内容の確認、質問等を行う。なお、プレゼンテーションに参加しない者は、この公募型プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

(2) 審査会の審査委員は、県職員2名及び学識経験者等3名により構成する。

(3) 企画提案書の評価は、(1)の結果を踏まえ審査会において、鳥取県業務刷新プロジェクト事業支援委託業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定める評価項目ごとに別に定める評価基準及び評価方法に基づき各審査委員が行う。

4 最優秀提案者の選定

3による各審査委員の評点得点の合計が最も高い者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。また、複数の企画提案者の得点が同点となった場合は、審査委員の多数決で順位を決定する。

5 担当部局等

(1) 担当部局（企画提案書等の提出先及び問合せ先）

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行財政改革局業務効率推進課

電話 0857-26-7618

ファクシミリ 0857-26-7616

電子メール gyoumukouritsu@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 実施要領の交付

実施要領は、平成24年4月17日（火）から同年5月9日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/194059.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成24年4月17日（火）から同年5月9日（水）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所及び問合せ先

(1)に同じ。

(4) 企画提案書等の書類の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、実施要領に基づき企画提案書を作成し、持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

イ 提出期間及び時間

平成24年4月17日（火）から同年5月9日（水）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、送付による場合は、平成24年5月9日（水）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

ウ 提出場所

(1)に同じ。

(5) 質問の受付

企画提案書等の作成その他この公募型プロポーザルに関する質問は、質問書（任意様式）を作成し、持参、ファクシミリ又は電子メールにより(1)の場所に提出することとし、口頭による質問は受け付けられないものとする。

ア 質問の受付期限

平成24年4月24日（火）正午

イ 質問に対する回答

平成24年5月1日（火）までに、質問を提出した者に対して、ファクシミリ又は電子メールにより回答するとともに、質問及び回答の内容をインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3363>）に掲載する。

6 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行なう。

7 その他

(1) 2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(2) この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、企画提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱いは次のとおりとする。

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては企画提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった企画提案者の企画提案書に係る著作権は、企画提案者に帰属するものとする。

ウ 県は企画提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) 提出された企画提案書等の書類は、返却しない。

(5) 提出された企画提案書等は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、参加者に無断で本件公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

(6) 審査委員に事前に本件について働きかけを行った者については失格とする。

(7) この公告に定めるもののほか、本件公募型プロポーザルの詳細は、実施要領による。